

令和6年11月 校長会資料

1	令和7年度給食実施予定について……………	1
2	保護者連絡システムについて……………	3
3	令和6年度高学年教科担任制の検証について……………	7
4	令和7年度土曜日の教育活動 年間実施計画の提出について……………	12
5	鈴鹿市電子図書館 for school について……………	19
6	休日の学校部活動の地域移行について……………	20
7	令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の 諸課題に関する調査」の結果等について	34
8	2024 (令和6)年度人権教育取組状況について……………	35
9	3月末段階の引継ぎ支援会議に向けて……………	37
10	学校における働き方改革……………	38

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

令和7年度給食実施予定表(幼稚園・小学校)

合計 185回

4 13回							5 20回							6 21回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	5					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	
20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	
27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	29	30						
7 12回							8 0回							9 18回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	5						1	2		1	2	3	4	5	6
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					
							31														
10 22回							11 18回							12 15回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	4							1		1	2	3	4	5	6
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13	
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31				
							30														
1 14回							2 18回							3 14回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	
25	26	27	28	29	30	31								29	30	31					

内が、給食実施日となります。

1年生は、11日から給食を開始。
 幼稚園は、5歳児11日、4歳児12日、3歳児21日から給食を開始。
 3月は、卒業式のため1日実施しない。(表示回数も減らしている)

パン予定日
 キッズウィーク休み
 休業日(夏季, 冬季, 学年始・末)
 祝日及び振替休日

令和7年度給食実施予定表(中学校)

合計 183回

4 13回							5 20回							6 21回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	5					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
6	7	8	9	10	11	12	4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	
13	14	15	16	17	18	19	11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	
20	21	22	23	24	25	26	18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	
27	28	29	30				25	26	27	28	29	30	31	29	30						
7 10回							8 0回							9 19回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
			1	2	3	4	5					1	2		1	2	3	4	5	6	
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					
							31														
10 22回							11 18回							12 13回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	4						1		1	2	3	4	5	6	
5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13	
12	13	14	15	16	17	18	9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20	
19	20	21	22	23	24	25	16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27	
26	27	28	29	30	31		23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31				
							30														
1 15回							2 18回							3 14回							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21	
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28	
25	26	27	28	29	30	31								29	30	31					

内が、給食実施日となります。

3月は、卒業式のため1日実施しない。(表示回数も減らしている。)
 年間の上限喫食回数は176回

パン予定日
 キッズウィーク休み
 休業日(夏季, 冬季, 学年始・末)
 祝日及び振替休日

保護者連絡システムについて

令和 6 年度末に予定しています校務支援システムの更新にあわせ、新校務支援システムと名簿・欠席連絡の連携ができる保護者連絡システムを導入します。

1 保護者連絡システム等の名称

クラッシー テトル
(株) Classi社製 tetoru



2 機能

- (1) 児童生徒の出欠席を収集することができます。収集した出欠席情報は校務支援システムへ連携することが可能です。
- (2) 学校から保護者（クラスや部活等のグループ分けが可能）に対して PDF 等のファイルを含む通知が可能です。
- (3) 教育委員会事務局から全保護者に対して通知が可能です。
- (4) 以下の機能はありません。※今後追加される可能性があります。

ア アンケート機能

Google フォーム等により代替してください。

イ 通知文章の翻訳機能

Google 翻訳で翻訳した文章を、日本語の文章と併記する等の対応をお願いします。

3 保護者側の影響

学校から配付される QR コードを読み取り、アプリのダウンロードや利用登録が必要です。一度登録すると翌年度以降の再登録は不要です。

4 学校側の影響

保護者がアプリのダウンロード・利用登録するための QR コードの印刷・配付をお願いします。

5 その他

- (1) 今回導入する保護者連絡システムは、教職員と保護者のみが対象です。PTA 会長等、教職員以外の者が通知を出すことはできません。
- (2) 補助金の関係上、教育政策課から各保護者に対して定期的に満足度調査を行う予定です。

■ tetoruについてのQ&A

項番	Q	A
1	tetoruの使用可能時期について、いつごろから使用可能か。	各学校では12月中旬にシステムへのログインが可能となる予定です。ただし、C4thとの名簿・欠席連携が可能となるのは、C4thがクラウド版に切り替わる2月下旬以降の予定です。各学校においては2月下旬以降にtetoruによる通知や欠席情報の収集を実施していただく想定です。
2	保護者以外(学校運営協議会や学校ボランティア等)への配信は可能か。	<p>メーカーとしては非推奨ですが、技術的には配信は可能です。</p> <p>【配信方法】 tetoruに「7年生1組」等の仮のクラスを設定し、そちらに仮の児童生徒を登録(例えば学校運営協議会の委員の名称を登録)します。学校運営協議会の委員に対しては、登録した仮の児童生徒の保護者としてアプリのダウンロード・利用登録を行います。</p> <p>【注意点】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「全校一斉配信」等を行うと運営協議会委員等にも配信されてしまいます。 ② 名簿自動連携の対象ではないため、定期的に管理者が手動で管理する必要があります。 ③ 本運用についてのメーカーサポートはありません。
3	配信内容の翻訳は可能か。	現時点で通知文を翻訳する機能はありません。メーカーから「自動翻訳機能について令和7年度内での開発を目指している」と回答されていますが、機能の詳細や導入費用、導入時期等の詳細、また実際に開発するのかは未定です。
4	翻訳機能を有するアプリを現在導入している(導入予定だった)場合、どのように対応すべきか。	<p>以下のような対応例が考えられます。各学校の実情に合わせてご活用ください。</p> <p>【対応例】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象の児童生徒をシステム上であらかじめ使用言語ごとにグループ分け(「〇年生ポルトガル語」や「〇年生スペイン語」等)し、それぞれの言語に翻訳した内容を配信する。 ② 配信文をあらかじめGoogle翻訳し、日本語本文と一緒に必要言語分を貼り付けて配信する。 ③ 配信文をGoogle翻訳した際のリンクを日本語本文の下に貼り付けて配信する。 ④ 保護者が自ら配信された内容を翻訳するように手引き等を配付する。(配信された通知文はスマートフォン上で選択・コピーができるため、コピーしたテキストをGoogle翻訳等に貼り付けることが可能です。)

■ tetoruについてのQ&A

項番	Q	A
5	次年度入学の新1年生への連絡配信は可能か。(小学校)	<p>メーカーとしては非推奨ですが、技術的には配信は可能です。</p> <p>【配信方法】 tetoruに「0年生1組」等の仮のクラスを設定し、そちらに「仮の新入生」を登録します。新入生の保護者に対しては他の児童生徒と同様にアプリ登録をします。</p> <p>【注意点】</p> <p>① 「仮の新入生」はC4thとの名簿・欠席連携ができません。 ② 4月にC4thとの名簿・欠席連携が開始されると、「C4thで連携した新入生」もシステム登録されるため、同一人が二重に登録されることとなります。 ③ C4thとの欠席連携を有効化させるために、4月以降に各保護者が「C4thと連携した新入生」での利用登録をあらためて実施する必要があります。また、再度の利用登録後、管理者が「仮の新入生」をtetoruから削除する必要があります。 ④ 本運用についてのメーカーサポートはありません。</p>
6	次年度入学の新1年生への連絡配信は可能か。(中学校)	<p>項番5と同様にメーカーとしては非推奨ながら「0年生1組」等で「仮の新入生」を作成することは技術上可能ですが、二重登録等の問題についても同様に生じます。</p> <p>市内小学校からの新入生は、3月末にC4th上で中学校に進学処理されると同時に、tetoru内でも自動的に進学先中学校に登録されます。保護者も特別な操作の必要はありません。</p> <p>システム上の混乱を防ぐ意味でも、入学までの保護者への連絡は、在籍する小学校のtetoru経由で行うことを推奨します。</p>
7	保護者とのコミュニケーションを大切にするという観点から、本校では保護者からの欠席連絡は原則電話を求めている。必ずアプリを使わなければならないのか。	教職員・保護者の双方の負担軽減のため、可能な限りアプリの利用をお願いします。
8	tetoruの配信画面や欠席情報画面はどの環境(学習系・校務外部接続系・校務系)から閲覧・操作するか。	tetoruは学習系又は校務外部接続系において閲覧・操作する予定です。

■tetoruについてのQ&A

項番	Q	A
9	C4thとの欠席連携が開始された後は、担任が出席簿を作成する作業はどのようにするのか。	保護者からの欠席の情報はC4thに表示され、各学校において教員がシステム上で内容について確認・訂正を行い最終的に登録を行う形になります。
10	tetoruは児童生徒1名につき保護者を何名登録することができるか。	登録する保護者の数に制限はありません。保護者数を増やすには、最初に登録した保護者からのアプリ上での「招待」が必要です。
11	tetoruは通知文内にURL貼り付けできるか。	可能です。 なお、通知文内にURLを入力した場合、自動的にリンクが生成されます。
12	tetoruで配信されたPDFは保護者がスマホでダウンロードできるか。	可能です。ただしダウンロードしたものを閲覧するには、PDFが閲覧できるアプリが保護者の携帯端末にインストールされている必要があります。
13	教職員への連絡にも使えるのか。	メーカーとしては非推奨ですが、技術的には配信は可能です。 ただし、教職員向けの通知文を保護者宛に誤配信してしまうリスクが非常に高くなるため、教職員間の連絡ツールとしての利用は避けてください。
14	保護者にどのような内容を配信しているのか確認したい。	tetoruに教職員を児童生徒・保護者として登録し、教職員のスマートフォン等にてアプリのダウンロード・利用登録することにより、保護者同様にスマートフォンでの通知を受け取ることが可能です。

令和6年度 高学年教科担任制の検証について

1 はじめに

国は、令和4年度から小学校高学年における教科担任制に係る加配定数を措置し、学びの質の向上と教師の持ち授業時数を軽減することとしています。

また、令和7年度の概算要求では、教科担任制を中学年まで拡大する旨を示しているところです。

本市におきましては、小学校高学年における教科担任制の充実を図るために、令和6年7月にアンケート調査を実施しました。各校におきましては、取組の円滑な実施に向け、本調査結果を参照いただくよう、お願いします。

2 期待される効果

小学校高学年における教科担任制の導入により期待される効果は、次のようなことが考えられます。

・学習指導及び生徒指導の充実 ・働き方改革の推進 ・中学校への円滑な接続 等

3 留意事項

加配定数が措置されている学校においては、国が示す優先教科(外国語、理科、体育、算数)で実施できるよう、時間割編成等の工夫をお願いします。

4 学校規模別の取組状況について

(1)大規模校

※ 大規模校における高学年教科担任制

5年生は、「社会・理科・図工」の3教科で、各1教科以上授業交換しています。6年生は「社会・理科」の2教科を担当間で交換しています。専科教員による出入り授業を含めると、各担任の週当たりの持ちコマ数は、21～23時間(校務分掌による時数軽減を含む。)となっています。

5年生										
年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
5年1組	A先生	A	A	B	A	専科	D	専科	専科	専科
5年2組	B先生	B	B	B	A	専科	D	専科	専科	専科
5年3組	C先生	C	C	C	E	専科	C	専科	専科	専科
5年4組	D先生	D	D	B	A	専科	D	専科	専科	専科
5年5組	E先生	E	E	C	E	専科	E	専科	専科	専科
6年生										
年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
6年1組	A先生	A	A	A	B	専科	A	専科	A	専科
6年2組	B先生	B	B	A	B	専科	専科	専科	B	専科
6年3組	C先生	C	C	D	C	専科	C	専科	C	専科
6年4組	D先生	D	D	D	C	専科	D	専科	D	専科

(2)中規模校

※ 中規模校における高学年教科担任制

5年生で「**社会**」と「**音楽・図工**」の時間数を合わせて、担任間で交換しています。6年生で「**社会・理科**」の2教科を担当間で交換しています。専科教員による出入り授業を含めると、各担任の週当たりの持ちコマ数は、21～23時間(校務分掌による時数軽減を含む)となっています。

5年生										
年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
5年1組	A先生	A	A	A	専科	B	B	専科	A	A
5年2組	B先生	B	B	A	専科	B	B	専科	B	専科
6年生										
年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
6年1組	A先生	A	A	B	A	専科	専科	専科	A	専科
6年2組	B先生	B	B	B	A	専科	専科	専科	B	専科

※ 成果と課題

<成果>

- より多くの時間を教材研究(授業準備)に費やすことができるようになった。
- 各担任の得意な教科や専門性を生かした授業づくりができるため、授業の質は向上している。
- 複数回、同じ内容の授業をすることで、発問や指示などが精練され、授業の質が上がっている。また、児童の反応を予測しやすくなり、児童の実態に応じた問い返し等をする余裕が多少できている。
- 複数の教員で学年全体の状況を把握することができるため、相担と相談したり、多面的に見ることができたりする等、児童理解が深まっている。
- 学習指導対応、生徒指導対応の際に教職員間で児童の情報などの共通理解が進んでいると感じる。また、支援や対応の際に明確に役割分担ができ、的確に進めることができたりする。
- 子どもの状況や変化をいち早く察知することができる。

<課題>

- 学校行事があると教科担任制を中止せざるをえない。
- 学校行事等の振替のため、授業時間の変更や授業時数を確保することが困難である。
- 学校に在籍する教員の構成によっては、担任間交換より専門性の高い専科教員による授業を教科担任制として位置づけた方が、学習効果が高い場合がある。
- 得意不得意の教科が学年の中でうまく分けられず、不得意な教科の教材研究に費やす時間が増える場合がある。

(3)小規模校(単級校)

※ 小規模校における高学年教科担任制

5年生のA先生は、6年生の「外国語」を担当し、6年生のB先生は、5年生の「体育」を担当しています。

専科教員による出入り授業を含めると、週当たりの持ちコマ数は、5年生担任が25時間、6年生担任が23時間(校務分掌による時数軽減を含む)となっています。

年組	担任	国	算	社	理	音	図	家	体	外
5年	A先生	A	A	A	専科	専科	専科	専科	B	A
6年	B先生	B	B	専科	B	専科	B	専科	B	A

※ 成果と課題

<成果>

- 担任及び専科指導教員が同一教科を、高学年以外も含む複数学年を担当することで、系統的な指導がしやすくなった。
- 複数の教員で児童のよさや課題をつかみ、交流することができ、より多面的な生徒指導ができるようになった。
- 児童に関わる教員が増え、より詳しい情報共有ができるようになった。

<課題>

- 単級校は、同一教科の授業を同一学年の複数の学級で持つことはなく、負担軽減にはならない。
- 単級校は、授業交換等の時間が担任の負担増につながる面があるため、専科指導教員が教科担当として複数学年の指導を担当する教科担任制となっている。
- 学年間での時間調整が必要となり、負担増となっている。

5 アンケートの回答結果について

【回答者】校長:1名 教頭:23名 高学年担任:6名 【実施時期】1学期末

①「高学年教科担任制」の導入によって、授業の質は向上しましたか。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①そう思う	16.7%	30.0%	30.0%
②どちらかと言えばそう思う	56.7%	60.0%	50.0%
③あまり変わらない	3.3%	6.7%	6.7%
④変わらない	3.3%	0.0%	0.0%
⑤現状では、検証できない	20.0%	3.3%	13.3%

② 「高学年教科担任制」の導入によって、児童一人ひとりの学習意欲は高まりましたか。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①そう思う	13.3%	13.3%	20.0%
②どちらかと言えばそう思う	40.0%	66.7%	46.7%
③あまり変わらない	20.0%	10.0%	20.0%
④変わらない	3.3%	3.3%	0.0%
⑤現状では、検証できない	23.3%	6.7%	13.3%

③ 「高学年教科担任制」の導入によって、児童一人ひとりの学習の理解度・定着度は高まりましたか。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①そう思う	10.0%	13.3%	26.7%
②どちらかと言えばそう思う	30.0%	66.7%	53.3%
③あまり変わらない	23.3%	10.0%	6.7%
④変わらない	6.7%	0.0%	0.0%
⑤現状では、検証できない	30.0%	10.0%	13.3%

④ 「高学年教科担任制」の導入によって、多面的な児童理解が進みましたか。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①そう思う	23.3%	40.0%	46.7%
②どちらかと言えばそう思う	50.0%	53.3%	40.0%
③あまり変わらない	13.3%	0.0%	3.3%
④変わらない	0.0%	0.0%	0.0%
⑤現状では、検証できない	13.3%	6.7%	10.0%

⑤ 「高学年教科担任制」の導入によって、持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化等、高学年の負担軽減が図られていますか。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①そう思う	10.0%	17.2%	23.3%
②どちらかと言えばそう思う	46.7%	44.8%	46.7%
③あまり変わらない	33.3%	31.0%	13.3%
④変わらない	10.0%	0.0%	16.7%
⑤以前よりも負担が増した	0.0%	6.9%	0.0%

【令和6年度の実施状況まとめ】

大規模校及び中規模校では、学級編制上、授業交換がしやすい状態となっておりますが、時間割編成には、多大な時間を要するといった課題が生じています。そのため、時間割作成に当たっては、検討時期や教員の専門性を見極め、早期に担任構成を決定することが求められます。

また、急な時間割変更や学校行事等により、学級間で授業進度に格差が生じた場合などは、人員確保や時間割調整が困難であるという課題もあります。

単級校については、従来どおり、専科教員の活用により、高学年担任の負担軽減を図っていますが、教職員基準定数内での実施が課題となっております。

また、アンケート調査結果からもわかるように、高学年教科担任制により、教職員の専門性が向上することに伴い、授業の質の向上につながっています。そして、複数の教職員が関わることで、多面的な児童理解につながっています。

6 令和7年度へ向けて

(1)次年度の本市における教科担任制について

次の3点を共通実施内容とします。

- ① 5・6年生がそれぞれ2学級以上有する学校においては、同学年の担任間でそれぞれ1教科以上、授業交換する。交換する教科は各校で決定する。
- ② 5・6年生がいずれも単学級の学校においては、専科教員や他学年担任等の活用により、高学年の担任の負担軽減(持ちコマ数の軽減、授業準備の効率化等)を図る。
- ③ 5・6年生が併せて3学級以上有する学校においては、複数学級のある学年において、それぞれ1教科以上、授業交換する。交換する教科は各校で決定する。

(例:5年生2学級、6年生1学級の場合は5年生で授業交換する。)

※加配定数が措置されている学校においては、国が示す優先教科(外国語、理科、体育、算数)で実施できるよう、時間割編成等の工夫をお願いします。

(令和7年度概算要求には記載なし。)

※各校の状況や実態に応じて、中学年でも取組を推進してください。

(2)各校の時間割について

下の二次元コードを読み取っていただくと、今年度の各校の高学年時間割を参照することができます。(※クロームブックで二次元コードを読み取ってください。)



鈴教指第 2263 号
令和 6 年 11 月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和 7 年度土曜日の教育活動 年間実施計画の提出について (依頼)

このことについて、関係資料を下記の通り送付します。

については、学校運営協議会で協議の上、年間計画を立てていただき、計画立案後、随時、別紙の提出をお願いします。

なお、年間計画を立てる際には、令和 2 年 1 月 27 日付け三重県教育委員会「公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について」に留意していただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出文書 令和 7 年度土曜日の教育活動年間実施計画書 (別紙)
令和 6 年度土曜日の教育活動実施報告書 (別紙)
- 2 提出期限 令和 7 年 2 月 28 日 (金)
- 3 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 部署メール
(kyoikushido@city.suzuka.lg.jp)
- 4 送付文書
 - (1) 令和 7 年度における公立小・中学校の土曜日の教育活動について
 - (2) 令和 2 年 1 月 27 日付け三重県教育委員会 公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について (写)
 - (3) 令和 7 年度土曜日の教育活動年間実施計画書 (別紙)
 - (4) 令和 6 年度土曜日の教育活動実施報告書 (別紙)※ (3) (4) は、同一 Excel ファイル内にシートが作成されています。
- 5 その他
提出後は、各学校のホームページに掲載していただきますようお願いいたします。

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導 G 鈴村 一将
TEL : 059-382-9028
E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

令和7年度における公立小・中学校の土曜日の教育活動について

鈴鹿市教育委員会事務局学校教育課
教育指導課

本市における土曜日の教育活動について、来年度の基本的な方向については、以下のとおりとします。

1 土曜日の教育活動の考え方

- (1) 学校・家庭・地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てる。子どもたちに豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう取組を充実する。
- (2) 地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、道徳や総合的な学習の時間、特別活動などの授業、学力補充などを通して「生きる力」をつける。
- (3) 国・県の動向を受け、本市の土曜日の教育活動の内容については、「土曜授業」「土曜の課外授業」「土曜学習」の3つの形態に整理する。
- (4) 学校運営協議会で協議の上、「土曜日の教育活動」を実施することができる。
- (5) 実施内容については、年間実施計画を教育委員会事務局教育指導課に提出する。
(令和7年2月28日締切) 提出後は、学校のホームページに掲載する。

2 「土曜授業」について

- (1) 教育課程内の学校教育活動として位置づける。
- (2) 授業は、原則として午前中に行う。給食は実施しない。
- (3) 子どもの振替休業日は、設定しない。
- (4) 出席簿は、通常の授業日と同様の扱いとする。(曜日は黒字)
- (5) 土曜日の授業実施に伴う週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であり、土曜日の授業実施に伴う同一週の振替が困難である場合は、土曜日の授業の実施について改めて検討すること。
- (6) オンライン形式で授業を実施する場合には、対象が全員であったとしても、授業時数には含まれない。

3 「土曜の課外授業」について

- (1) 教育課程外の学校教育活動として位置づける。具体的には、希望者を対象として学習等の機会を設けることを想定する。
- (2) 子どもの振替休業日は設定せず、出席簿への記入も行わない。
- (3) 勤務時間に応じて教職員の振替を設定する。(振替を設定する場合は、原則として4時間の勤務命令が必要となる。)

4 「土曜学習」について

- (1) 学校以外の者が主体となり、希望者に対して学習等の機会を設ける。教育委員会等（公的）やNPO、PTA、地域の団体等が主催する活動などが該当する。
- (2) 子どもの振替休業日は設定せず、出席簿への記入も行わない。
- (3) 教職員の振替は設定しない。

5 その他

平成26年2月26日付け三重県教育委員会通知における「実施に当たっての留意点」に準じる。

〈土曜日の教育活動について〉

主体が公的なもの(学校・教育委員会)		主体が公的でないもの(NPO等)
③ 教育委員会等の管理下		④ NPO等による 民間活動
教育課程内の学校教育 ①「土曜授業」	教育課程外の学校教育 ②「土曜日の課外授業」	
「土曜学習」		

【 参考 】

2 実施に当たっての留意点

- (1) 子どもや家庭の実態を把握するとともに、学校週5日制の趣旨を踏まえること。また、児童の権利に関する条約を踏まえて児童生徒の負担等に配慮すること。
- (2) 教育指導計画等に位置づけることとし、年度途中で計画を変更して実施・中止・延期する場合には時間的余裕を持って対外的な周知に努めるとともに、速やかに教育委員会事務局へ連絡すること。
- (3) 家庭、地域住民、関係団体等の理解を得ること。また、現在実施されている地域行事、社会教育団体及びスポーツ団体等の行事との調整を図ること。
- (4) 実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。やむを得ず終日に及ぶ場合は、振替休業日を設けるなど児童生徒の身体的負担に配慮すること。また、家庭の過度な経済的負担にならないよう配慮すること。
- (5) 教職員の時間外労働時間が増加することのないように授業日の勤務体制に配慮することと。また、長期休業期間中に会議や研修等を実施しない期間を設けるなどにより、休暇が取得しやすい体制づくりに努めること。
- (6) 教職員の勤務については、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき週休日の振替等を行うこと。週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であるが、やむを得ない場合には条例等に基づき適切に行うこと。
- (7) 実施状況を検証すること。

【三重県教育委員会「公立小・中学校における土曜日の授業について」平成26年2月26日】

令和2年1月27日

公立小・中学校における土曜日の授業の適切な実施について

三重県教育委員会

土曜日等の授業については、平成25年11月29日に学校教育法施行規則の一部が改正されたことを踏まえ、県教育委員会としても、平成26年2月26日付「公立小・中学校における土曜日の授業について」（参考）において、公立小・中学校における土曜日の授業についての基本的な考え方や実施に当たっての留意点を取りまとめ、周知しました。これにより、県内の各公立小・中学校等においては、当該通知の内容を踏まえ、市町等教育委員会の主体的な判断のもと、各学校の実情に合わせて、工夫した取組が行われてきたところです。

一方で、本県の教職員の働き方は、月45時間を超える時間外労働者が少なくない状況があり、過重労働の解消に向けた対応が求められています。令和2年4月から時間外労働時間の上限が設定され、今後、教職員の過重労働防止の視点がより一層必要になります。

このような中、土曜日の授業の実施について、地域の活動との調整が困難であることや、同一週における振替の実施率が低く過重労働の要因の一つであるといった指摘をいただいています。

上記の状況を踏まえ、土曜日の授業の実施については、下記の内容に十分ご留意いただき、市町等教育委員会の主体的な判断のもと、適切に対応いただくようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方

各学校においては、家庭・地域住民等との連携のもと、子どもたちに「自立する力」と「共に生きる力」を育むことを目的として、子どもたちの教育環境の充実を図るための方策の一つとして、児童生徒の振替休業日を設けずに、土曜日に教育課程に位置づける授業を実施できるものとする。

〔内容〕

- 家庭、地域住民、大学、企業等との連携による授業
 - ・ 地域住民、卒業生等の外部人材の協力を得て実施する授業
 - ・ 総合的な学習の時間等における校外学習や体験活動 等
- 家庭、地域住民等への公開授業
 - ・ 公開を前提とした確かな学力・体力等の定着を図る授業 等

2 実施に当たっての留意点

- (1) 子どもや家庭の実態を把握するとともに、学校週5日制の趣旨を踏まえること。また、児童の権利に関する条約を踏まえて児童生徒の負担等に配慮すること。
- (2) 教育指導計画等に位置づけることとし、年度途中で計画を変更して実施する場合には、時間的余裕を持って対外的な周知に努めること。
- (3) 家庭、地域住民、関係団体等の理解を得ること。また、現在実施されている地域行事、社会教育団体及びスポーツ団体等の行事との調整を図ること。
- (4) 実施時間は、原則として土曜日の半日単位とすること。やむを得ず終日に及ぶ場合は、振替休日を設けるなど児童生徒の身体的負担に配慮すること。また、家庭の過度な経済的負担にならないよう配慮すること。
- (5) 土曜日の授業実施に伴う週休日の振替等は、勤務を命じる必要がある土曜日の属する週において行うことが原則であり、土曜日の授業実施に伴う同一週の振替が困難である場合は、土曜日の授業の実施について改めて検討すること。
- (6) 実施状況を検証すること。

令和6年度 土曜日の教育活動 実施報告書

令和7年2月末現在
* 実施予定を含む

鈴鹿市立 学校

回数	月	日	形態	教育活動の内容
記入例	5	25	土曜学習(学校以外の者が主体)	地域スポーツ推進員によるニュースポーツ
記入例	8	24	土曜学習(学校以外の者が主体)	PTA奉仕作業
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※ 令和7年2月28日(金)提出締切

令和7年度 土曜日の教育活動 年間実施計画書

令和7年2月末現在

鈴鹿市立 学校

回数	月	日	形態	教育活動の内容
記入例	5	24	土曜学習(学校以外の者が主体)	地域スポーツ推進員によるニュースポーツ
記入例	8	23	土曜学習(学校以外の者が主体)	PTA奉仕作業
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※ 令和7年2月28日(金)提出締切

鈴鹿市電子図書館 for school について

(1) 平均貸出冊数 (令和6年10月末日時点)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比
紙	2.34冊	2.65冊	2.5冊	▲0.15冊
電子	—	—	2.15冊	+2.15冊
合計	2.34冊	2.65冊	4.65冊	+2.0冊

(参考) 令和5年度年間平均貸出冊数 中学校 3.9冊/1人当たり

(2) 利用状況

- ①朝の読書活動
- ②家庭での読書活動



(3) アンケートから/市内62%の生徒が回答 (令和6年11月6日時点)

- ①鈴鹿市中学校電子図書館の満足感を教えてください。

大変満足している	8.8%
満足している	14.8%
どちらでもない	61.8%
あまり満足していない	4.8%
満足していない	9.8%

- ②鈴鹿市中学校電子図書館の利用頻度について教えてください。

毎日利用する	2.7%
週に1～3回程度利用する	3.7%
月に1～3回程度利用する	9.6%
ほとんど利用しない	84.0%

(4) 今後について

- ①紙媒体の本に興味を持ち、学校図書館に自ら通う生徒の育成
電子図書館を契機として、子どもたちが本に興味を持てるような活用をお願いします。
- ②取組の推進
朝の読書や休憩時間、給食時等、あらゆる場面での電子図書館の活用をお願いします。

部活動はどう変わる？ 令和8年10月以降の部活動について

保護者の皆様へ
鈴鹿市教育委員会

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁からガイドラインが公表され、鈴鹿市でも、中学校の部活動改革に向けた様々な検討・取組を行っています。

これまで、中学生のスポーツや文化芸術活動の多くは、教員等が主体となって学校部活動で行ってききましたが、これからは、地域の多様な主体が行う活動に、生徒自身が選択して参加することとなります。

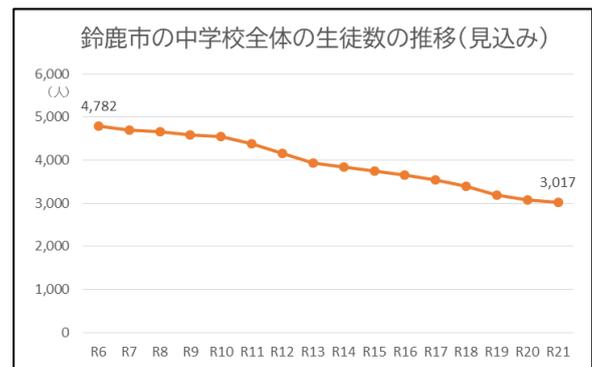
部活動の地域移行とは

これまで中学校教員が顧問となり学校主体で行ってきた部活動を、新たに地域が主体となる仕組みに移行することを「部活動の地域移行」といいます。少子化の中でも、子どもたちが将来にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができるようにするため、全国的に進められている取組です。

なぜ部活動改革をすすめるの？

現在、学校部活動では「単独校でチームが編成できない」、「やりたい部活動が設置されていない」、「専門的な指導ができる教員がない」などの現状があります。

鈴鹿市では、今後も少子化が進展し、15年後の生徒数は、現在の63%にまで減少することが見込まれており、今後、これまでの部活動の体制を継続することは、ますます困難となることが予想されることから、新たなスポーツ・文化環境を整備していく必要があります。



現状・課題

- 1部活動の部員数が減少し、チーム編成できない
- やりたい活動設置されていない
- 専門的な指導ができる教員がない

多様なニーズ

- 新たな競技や様々な活動を経験したい
- 競技力を向上させたい
- 自分のペースで参加したい

地域移行によるメリット

- 子ども** より専門的な指導を受けることができる
- 地域** 子どもたちと繋がる機会が増え、地域の活性化につながる
- 学校** 生徒と向き合う時間や、授業を準備する時間が増える

いつ、どのように変わるの？

令和6年、令和7年

令和8年10月以降

学校部活動

学校ごとに部活動の継続・廃止などについて検討していきます

平日：鈴鹿市運動部活動指針(文化部含む)(※)に則り実施します

休日：実施しません

本市の中学校は、「鈴鹿市運動部活動指針(文化部含む)(※)」に則り、学校部活動を行っています。令和8年10月以降の学校部活動は、月曜日から金曜日までの実施とし、休日は実施しません。

(※)【鈴鹿市運動部活動指針(文化部含む)】一部抜粋

<休養日の設定>

中学校の運動部活動では、週当たり2日は休養日を設定する。
(うち、1日は土曜又は日曜日とする。)

<活動時間の設定>

- 効率的な練習を行うことで、平日は2時間以内とする。
- 週休日及び休日(長期休業期間を含む)に活動する場合は、3時間以内とする。

※大会等により、上記のとおり休養日が設定できない場合は、事前に活動計画により校長の承認を得るとともに、できる限り同一週に休養日を設定する。

【学校部活動】

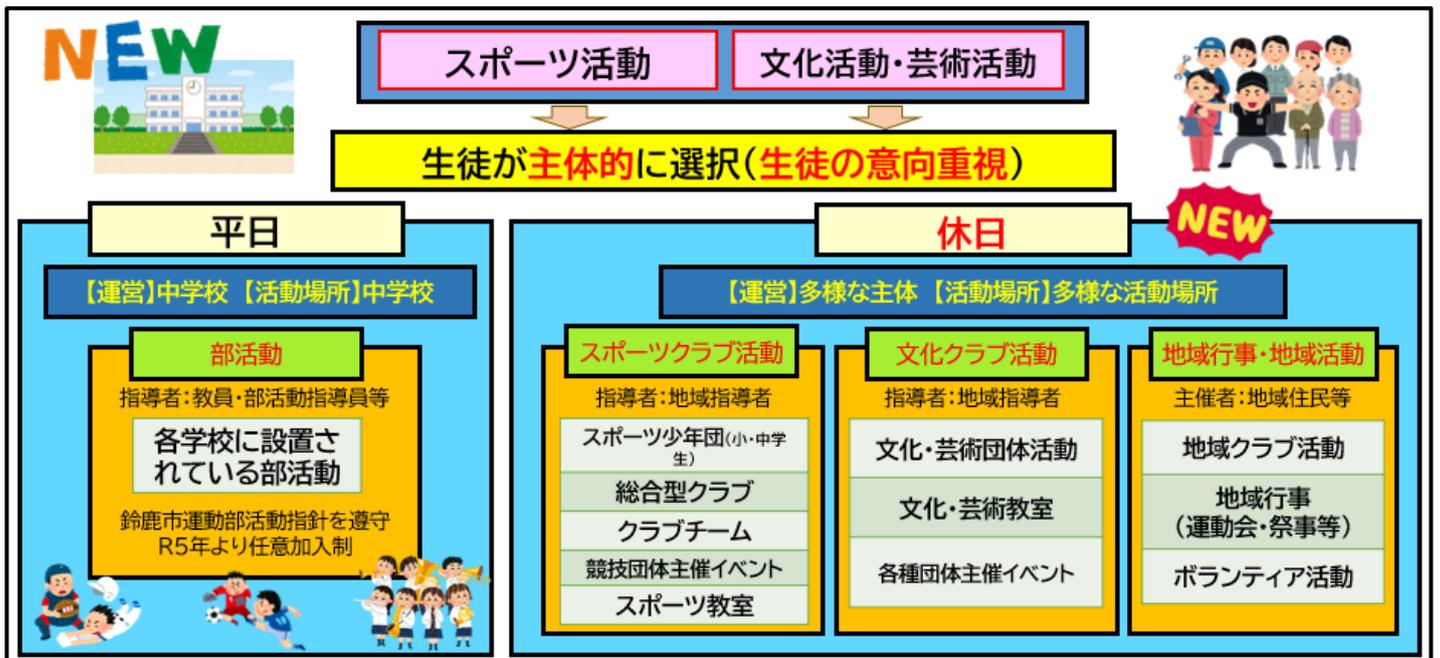
- 月曜日～金曜日まで
- 加入は任意制
- 運営は学校
- 鈴鹿市運動部活動指針(文化部含む)を厳守

【休日の活動】

- 参加は自由
- 運営は多様な主体
- 受益者負担

休日の活動

休日に活動を希望する子どもについては、スポーツ少年団やスポーツ教室、文化・芸術団体活動や地域行事など、地域の多様な主体が運営する団体から自分に合った活動を選択し、参加します。



学校部活動としての
大会・コンクール等への参加

【運動部】日本中学校体育連盟が主催する大会へは、学校部活動又は中体連が認めた「地域クラブ活動」が参加することができます。ただし、それ以外の休日については活動しません。

【文化部】参加については、現在精査中です。

Q&A

Q1 : 休日の活動には、どのような活動があるのですか。

A1 : 子どもたちが自分の希望に応じた活動を選択できるよう、中学生の受入れが可能な活動や競技団体等を調査しています。令和8年度を目途に、受入先リストを作成する予定です。

Q2 : 休日の活動には、どのくらいの費用が必要ですか。

A2 : 活動団体によって異なりますが、保険料や消耗品費、指導者の指導料などが想定されます。

【問合せ先】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課

部活動地域移行準備室 河原井上 TEL 059-382-9028

休日の学校部活動の地域移行について

1 令和8年10月以降の部活動と休日の活動



【運動部】 学校部活動からは、日本中学校体育連盟が主催(※)するものに参加することができます。
【文化部】 参加については、現在精査中です。
 (※)令和5年度から、中体連が認めた「地域スポーツクラブ」が中体連の大会に参加しています。

⚠ 学校部活動としては、協会等が主催する大会・コンクールには参加しません ⚠

2 教職員アンケートの結果から

休日の学校部活動の地域移行に係るアンケート

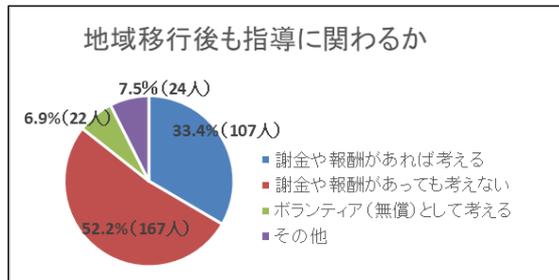
回答期間：7月16日(火)から7月26日(金)まで

回答数：320人

回答率：79%

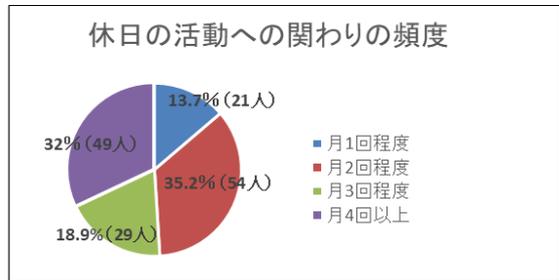
質問5
 あなたは、休日の学校部活動が地域移行された後、何らかの形で中学生の文化・スポーツ活動に関わろうと考えますか。

①謝金や報酬があれば考える	33.4%(107人)
②謝金や報酬があっても関わらない	52.2%(167人)
③ボランティアとして考える	6.9%(22人)
④その他	7.5%(24人)



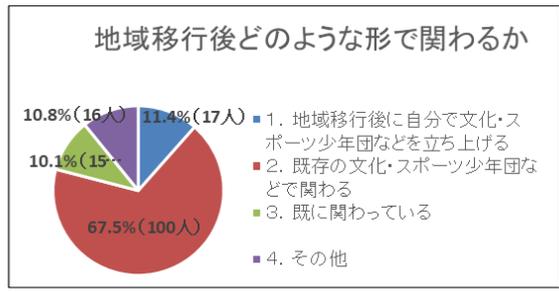
質問6(質問5で①又は③又は④と回答した方への質問)
 「休日の何らかの形で中学生の文化・スポーツ活動」へは、どのくらいの頻度で関わろうと考えますか。

①月1回程度	13.7%(21人)
②月2回程度	35.2%(54人)
③月3回程度	18.9%(29人)
④月4回以上	32.0%(49人)



質問7(質問5で①又は③と回答した方への質問)
 「休日の何らかの形で中学生の文化・スポーツ活動」へは、どのような形で関わろうと考えますか。

①地域移行後に自分で文化・スポーツ少年団などを立ち上げる	11.4%(17人)
②既存の文化・スポーツ少年団などで関わる	67.5%(100人)
③既に関わっている	10.1%(15人)
④その他	10.8%(16人)



質問1～4調査内容 職名・名前等

3 モデル事業(スポーツ庁:地域スポーツクラブ活動体制整備事業)

予算措置:令和7年度まで  予算措置がある間に、**持続可能な形**を模索!

R6年度	運営主体 : 鈴鹿市教育委員会	実施種目 : ソフトテニス、ハンドボール、ソフトボール、卓球 4種目 (陸上競技、バドミントン、剣道、合唱は開催せず)
R7年度	運営主体 : 鈴鹿市教育委員会から委託を受けた団体	実施種目 : ソフトテニス、ソフトボール、ハンドボール、卓球、バドミントン、陸上競技、野球、バレーボール、バスケットボール、サッカー、柔道、剣道、吹奏楽、合唱 14種目

(1)実施日時及び会場

実施日 : 10月から2月の第1週目の土曜日
(10月は未定、1月は第2週)
時間 : 9時から12時まで
会場 : 市内中学校及び公共施設

(2)運営主体

募集(※)により、
鈴鹿市教育委員会から委託を受けた団体
募集対象 : 文化振興事業団・スポーツ協会関係者
保護者・教職員

(※)応募が無い種目については開催しません。

(3)教職員の応募について

教職員の応募も可とします。
教職員が報酬を受ける場合は、モデル従事願が必要です。【別紙参照】

(4)今後のスケジュール(現時点の予定であるため、変更することがあります)

R6	12月	【文化振興事業団・スポーツ協会関係者・保護者・教職員】 ●概要、委託条件の提示
	2月	【文化振興事業団・スポーツ協会関係者・保護者・教職員】 ●実施要領、募集要項配付(文書) ●募集・応募
	3月	【文化振興事業団・スポーツ協会関係者・保護者・教職員】 ●応募者説明会兼指導者研修会(必須):申込、各種目代表・役職の決定、実施会場の調整、連絡方法の決定、承諾書、債権者登録申請書提出
	4月	【生徒・保護者】中学校1・2年生対象 ●モデル事業実施一覧配付、申込期日告知
R7	5月	【生徒・保護者】中学校1・2年生対象 ●地域移行・モデル事業について生徒説明(文書)
	6月	【受託団体】 ●指導者代表者会:実施会場の決定、生徒の募集人数制限の有無決定、委託契約書の提出(※) ●モデル事業従事願提出
	7月	【生徒・保護者】中学校1・2年生対象 ●申込書配付
	8月	【受託団体】 ●保険加入、道具発注等準備
	9月	【受託団体】 ●生徒申込人数確定、生徒及び指導者の保険加入証明等提出、 ●指導者代表者会:活動場所の調整等
	10月	開始

(※) 国や県が提示する方針等の改訂に伴い、時期を変更する可能性があります。

(5)委託料及び報酬(謝金)について 国からの予算配当により減額される可能性あり

委託料 : 各種目ごとに10から15万円程度(※):会場費、消耗品費、指導者保険料など
報酬(謝金) : 1時間1600円(上限)。各団体で金額設定することも可能。
指導者人数 : 各種目1回につき上限5~20人(※)
受益者負担 : 800円~1000円

令和8年度以降の部活動・休日の子どもの居場所

資料3



スポーツ活動

文化活動・芸術活動



生徒が選択（生徒の意向重視）

平日

【運営】中学校 【活動場所】中学校

部活動

指導者：教員・部活動指導員等

各学校に設置
されている部活動



休日

【運営】多様な主体 【活動場所】多様な活動場所

NEW

スポーツクラブ活動

指導者：地域指導者

スポーツ少年団(小・中学生)

総合型クラブ

クラブチーム

競技団体主催イベント

スポーツ教室

文化クラブ活動

指導者：地域指導者

文化・芸術団体活動

文化・芸術教室

各種団体主催イベント

地域行事・地域活動

主催者：地域住民等

地域クラブ活動

地域行事
(運動会・祭事等)

ボランティア活動

【大会等の参加】：学校の部活動からは、三重県中学校体育連盟が主催する大会に参加することが可能

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和7年度 休日の学校部活動の地域移行におけるモデル事業の実施について

このことについて、本市では、令和8年度以降の休日の学校部活動の在り方等について検証するために、令和5年度からモデル事業を実施し、今年度は、種目数を4種目に拡大し、月に1回程度実施しているところです。

なお、令和7年度については、現在、本市中学校で休日に実施している全14種目での実施を想定しています。

また、令和7年度のモデル事業においては、指導を希望する教職員が、モデル事業従事に係る申請により、当該事業への従事を許可していくことを検討しています。

については、別紙を参照の上、所属職員に周知していただきますよう、お願いします。

記

1 令和7年度のモデル事業について (別紙1参照)

- ・本市中学校に設置されており、休日に活動している全種目を対象とします。
- ・今後、各種目の運営団体の参画を求めていきますが、運営団体が存しない種目については実施しない可能性もあります。

2 教職員のモデル事業従事について (別紙2参照)

- ・従事許可に当たっては、教育公務員特例法第17条及び地方公務員法第38条に基づくものとします。
- ・モデル事業従事に係る申請は、これまでの兼職兼業の申請によるものとします。

3 送付文書

- (1) 令和7年度休日の学校部活動の地域移行におけるモデル事業の実施について
- (2) 教職員のモデル事業従事について
- (3) 「モデル事業従事」資料

4 その他

- ・令和7年度のモデル事業に係る保護者宛文書は、別途、送付します。

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 部活動地域移行準備室 河原 晶子 ・ 井上 久
TEL059-382-9028 FAX059-383-7878 Email : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

令和6年12月 日

教職員の皆様

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和7年度 休日の学校部活動の地域移行におけるモデル事業の実施について

このことについて、本市では、令和8年度以降の休日の学校部活動の在り方等について検証するために、令和5年度からモデル事業を実施し、今年度は、種目数を4種目に拡大し、月に1回程度実施しているところです。

なお、令和7年度については、現在、本市中学校で休日に実施している全14種目での実施を想定しています。

また、令和7年度のモデル事業については、今後、各種目の運営団体の参画を求め、実施していくこととなりますが、指導を希望する教職員が、モデル事業従事に係る申請により、当該事業への従事を許可していくことも検討しています。

については、令和7年度モデル事業について、御理解いただきますよう、お願いします。

記

1 令和7年度のモデル事業実施種目について

(1) 運動部12種

ソフトテニス、陸上競技、ハンドボール、剣道、卓球、バドミントン、ソフトボール
軟式野球、バレーボール、サッカー、バスケットボール、柔道

(2) 文化部2種

合唱、吹奏楽

2 モデル事業実施団体について（別紙2参照）

- ・今後、広報等を通じて、運営母体となる団体等の参画を求めていきます。
- ・教職員が、指導従事を希望する場合は、別紙「教職員のモデル事業従事について」を参照の上、モデル事業従事に係る申請を行ってください。
- ・許可条件等を満たさない場合は、従事を許可しないこともあります。

3 その他

- ・令和7年度のモデル事業に係る保護者宛文書は、別途、送付します。

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 部活動地域移行準備室 河原 晶子 ・ 井上 久
TEL059-382-9028 FAX059-383-7878 Email : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

令和 6 年 1 2 月 日

教職員の皆様

鈴鹿市教育委員会事務局
学校教育課長
教育指導課長

教職員のモデル事業従事について

このことについて、令和 7 年度に実施するモデル事業において、指導を希望する際は、モデル事業従事に係る申請により、当該事業への従事許可を検討しています。

なお、当該事業に従事することにより、給与等を受けることが見込まれることから、教育公務員特例法等に規定されるとおり、市町村教育委員会の許可を得る必要があります。

ついては、従事を希望する際は、下記のとおり手続き等が必要となりますので、お知りおきください。

記

1 モデル事業実施種目について

(1) 運動部 1 2 種

ソフトテニス、陸上競技、ハンドボール、剣道、卓球、バドミントン、ソフトボール
軟式野球、バレーボール、サッカー、バスケットボール、柔道

(2) 文化部 2 種

合唱、吹奏楽

2 モデル事業従事手続きについて

(1) 指導を希望する教職員は、従事願（第 1 号様式）を作成の上、学校長に提出する。

(2) 学校長は、副申書（第 2 号様式）を作成の上、鈴鹿市教育委員会に提出する。

(3) 鈴鹿市教育委員会は、許可書（第 3 号様式）を作成の上、従事申請のあった教職員及び所属する学校長宛てに交付する。

3 モデル事業従事条件について

(1) 本務の遂行に支障がないこと

(2) 1 か月の時間外在校等時間とモデル事業従事時間の合算が 8 0 時間を超えないこと

(3) 心身の健康の確保に支障をきたすおそれがないこと

(4) 教職員の意思に反したものでないこと

(5) 社会通念上、従事内容が適切であること。

4 モデル事業従事許可の取消しについて

次のいずれかに該当する場合は、従事する教職員の許可を取り消すことがある。

(1) 自己の都合によりモデル事業従事の取消を申し出たとき

(2) モデル事業に従事する者として、適格性を欠くと認めるとき

(3) モデル事業従事条件に反すると認められるとき

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課 部活動地域移行準備室 河原 晶子・井上 久
TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email: kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

第1号様式

年 月 日

鈴鹿市教育委員会宛て

休日の学校部活動の地域移行におけるモデル事業従事願

鈴鹿市立●●学校
職名 名前 前

わたしは、下記のとおり、休日の学校部活動の地域移行におけるモデル事業に従事したいので、承認願います。

記

1 従事種目

●●●●

2 従事内容

△△競技において、中学生◆◆名に対して、□□に係る指導を行う。

3 従事期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

4 従事手当額

報酬額 時間給○○円×時間×日数＝▲▲▲▲円（※1）

※1 見込まれる最大日数を記載すること。

第2号様式

年 月 日

鈴鹿市教育委員会宛て

休日の学校部活動の地域移行におけるモデル事業従事 副申書

鈴鹿市立●●学校
校長名 ○○○○ 印

このことについて、本校職員（職名）○○ ○○ から、休日の学校部活動の地域移行におけるモデル事業従事願が提出されましたので、副申します。

記

- 1 職名・名前 （例）主幹教諭 ○○ ○○
- 2 従事種目 （例）●●●●
- 3 従事内容
△△競技において、中学生◆◆名に対して□□に係る指導を行う。
- 4 従事期間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 6 従事手当額
報酬額 時間給○○円×時間×日数＝▲▲▲▲円

第3号様式

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市立●●学校長

休日の学校部活動の地域移行におけるモデル従事 許可書

鈴鹿市教育長
廣田 隆延

このことについて、下記の者の休日の学校部活動の地域移行におけるモデル事業に従事することを許可します。

記

- 1 学 校 名 鈴鹿市立●●学校
- 2 職名・名前 (例) 主幹教諭 ○○ ○○
- 3 従 事 種 目 ●●●●
- 4 従 事 内 容
△△競技において、中学生◆◆名に対して□□に係る指導を行う。
- 6 従 事 期 間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 7 従 事 手 当 額
報酬額 時間給○○円×時間×日数＝▲▲▲▲円

第3号様式

年 月 日

鈴鹿市立●●学校
主幹教諭 ○○ ○○ 様

休日の学校部活動の地域移行におけるモデル従事 許可書

鈴鹿市教育長
廣田 隆延

このことについて、下記のとおり、休日の学校部活動の地域移行におけるモデル事業に従事することを許可します。

記

- 1 従事種目 ●●●●
- 2 従事内容
△△競技において、中学生◆◆名に対して□□に係る指導を行う。
- 3 従事期間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
- 4 従事手当額
報酬額 時間給○○円×時間×日数＝▲▲▲▲円

休日の学校部活動の地域移行におけるモデル事業従事に係る手続き



職名	適用する根拠法令等	
教諭等、教育公務員	教育公務員特例法第17条第1項	兼職及び他の事業等の従事
学校栄養職員、事務職員	地方公務員法第38項第1項	営利企業への従事等の制限

休日の学校部活動の地域移行におけるモデル事業従事許可基準

(1)	本務の遂行に支障がないこと
(2)	1か月の時間外在校等時間及びモデル事業に従事する合計時間が80時間を超えないと見込まれること
(3)	心身の健康の確保に支障をきたすおそれがないこと
(4)	教職員が従事を希望していないにもかかわらず、周囲からの要望や同調圧力等から断ることができないような事態が生じ、教職員の意思に反したものでないこと
(5)	社会通念上、従事内容が適切であること

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果等について

令和5年度の長期欠席の分析結果について

■全国的に長期欠席が増加しており、鈴鹿市も同じ傾向にある。今年度より「長期欠席」の定義が変更となり、「出席停止・忌引き等の日数」を含まなくなったことにより、「その他」の理由による長期欠席児童生徒数は減少した。「病気」・「不登校」を理由とする長期欠席児童生徒数はともに増加している。

【長期欠席が増えた理由】

- ◆コロナ禍で、本来、子どもたち同士の関わりの中で育成されるはずのコミュニケーション力や人間関係を構築する力などが低下したためと考えられる。
- ◆保護者の学校に対する意識の変化や、家庭環境の影響があるケースも考えられる。
- ◆特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことが考えられる。

新たな不登校を生まないために・・・「不登校支援初期対応マニュアル」より

- 1 未然防止 →「魅力ある学校づくり」
 - ・授業づくり、学級集団作り
 - ・成功体験を積み上げる取組
- 2 初期対応 →「早期発見・早期対応」
 - ・児童生徒理解、情報共有
 - ・ケース会議、幼小中連携
- 3 自立支援 →「事後対応、継続・ケア」
 - ・これまで積み上げた対応の継続
 - ・進路保障、自立支援に向けたケア

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課長

2024(令和6)年度 人権教育取組状況について (依頼)

平素より、人権教育の推進にご尽力をいただきありがとうございます。

本年度の人権教育推進担当者会においてお伝えさせていただいた「鈴鹿市教育振興基本計画（令和6年度～令和9年度）基本事業 2-4 人権教育」の「めざす姿の達成に向けた取組内容」について各校で振り返りを行い、「2024(令和6)年度 人権教育取組状況（別紙）」の提出をお願いいたします。

1 送付文書

- ・2024(令和6)年度 人権教育取組状況について
- ・2024(令和6)年度 人権教育取組状況報告（別紙）

2 提出物 2024(令和6)年度 人権教育取組状況報告（別紙）

3 提出期限 2025（令和7）年2月5日（水）

※電子媒体での提出をお願いします。

4 提出先 教育支援課

【事務担当】

教育支援課 人権教育センター

TEL 384-7411 FAX 384-7412

2024(令和6)年度 人権教育取組状況について

2024(令和6)年度人権教育推進担当者会において次の内容をお伝えしました。

「鈴鹿市教育振興基本計画(令和6年度～令和9年度)基本事業2-4 人権教育」において「子どもたちが、身の回りにある人権問題・いじめ問題に対する理解と認識を深め、自分も他者も大切に、互いの人権を守るための実践行動ができる力を身につけています」とめざす姿を示しています。

【めざす姿の達成に向けた取組内容】

- ①子どもの実態をもとにした人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通じた人権教育を計画的・組織的に進める。
- ②中学校区では、人権教育カリキュラムに基づき、それぞれの地域の人権課題に応じた総合的・系統的な人権教育の推進を図る。
- ③中学校区子ども人権フォーラムを開催し、中学校区で子ども人権ネットワークづくりを進める。
- ④児童の権利(子どもの権利条約)について学習する機会を位置づける。
- ⑤児童生徒が主体的に取り組むいじめ防止の取組を行う。

【めざす姿の達成に向けた取組内容】の②、③については、「2024(令和6)年度 中学校区人権教育研究推進事業 実施報告書」にて各中学校区より実施報告をしていただきます。

⑤については、「いじめ防止強化月間における取組状況について」等により各校より報告いただいています。

ここでは、【めざす姿の達成に向けた取組内容】の①、④について、自校の本年度の取組を振り返り、別紙にてお答えください。

- ①子どもの実態をもとにした人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通じた人権教育を計画的・組織的に進めることができたか。

<振り返りのポイント>

- ・自校の現状と課題(児童生徒の人権意識、保護者や地域の人権意識、教職員の人権意識)をふまえた人権教育推進計画や人権教育カリキュラムとなっていたか。
- ・すべての教職員が、現状や課題、子どもにつけたい力を認識し、人権教育カリキュラムに基づき学校全体で計画的に取組を進めることができたか。
- ・県教委作成の「人権教育カリキュラムチェックシート」等を活用しながら、人権教育カリキュラムの見直しを実施できたか。(見直した人権教育カリキュラムは、教育支援課にデータにてご提出ください。)

- ④児童の権利(子どもの権利条約)について学習する機会を位置づけることができたか。

<振り返りのポイント>

- ・教職員が「子どもの権利条約」を理解することができたか。
- ・自校の人権教育カリキュラムに「子どもの権利条約」または「子どもの人権」についての学習を位置づけ、教科(社会科等)、道徳科、学活、総合的な学習の時間等の中で児童生徒の発達段階に応じて実施することができたか。

3 月末段階の引継ぎ支援会議に向けて

1、不登校支援の取組

(1) その子理解のための情報を収集する

○保護者の様子、家族の状況等

○子どもに関する基本的な情報(出欠状況、発達特性等の課題、友人関係、学力、病歴等)

※ 保護者の了解を得たうえで関係機関等から情報を収集する取組も必要である。

(2) 組織的な対応を図る * 特別支援教育コーディネーター等を核に進める

○ケース会議、保護者を交えた支援会議を開催し、協議する

○ケース会議の中でアセスメント・見立てを明確にする

○その都度、情報共有を図りながら具体的な取組を進める

上記(1)、(2)を『子ども支援シート』等に記録する。

* 記録することが大切。記録しながら仕事を進めていくことが重要。

* 担任の「備忘録」にメモされているだけでは、組織力につながらない。

2、次年度への引継ぎを充実させるために・・・

(1) 次年度の学年へ資料化したもの(『子ども支援シート』等)を手渡す

○次年度の担任等が、新年度から適切、的確な取組がスタートできるよう、今年度の取組の資料を引継ぎ資料として手渡す。

(2) 小学校から中学校への3月末段階の引継ぎを充実させる

○中学1年になってから急激に不登校の人数が増加する現状を踏まえ、小学校から中学校への引継ぎを漏れなく行う。

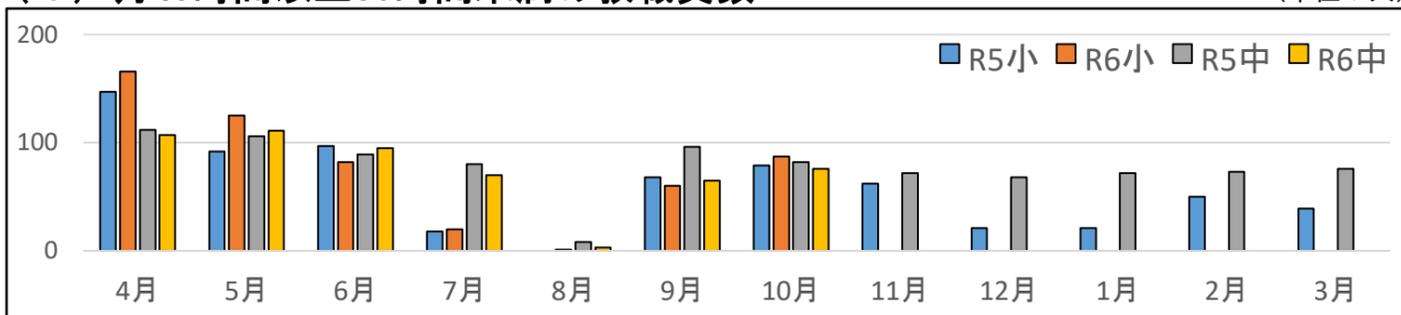
※今年度の取組をより深めるため、そして、次年度のより充実した取組につながるよう、「子ども支援シート」等に記録し、資料として中学校へ引継いでいく。作成に関しては、引継ぎのために作成するのではなく、取組を箇条書きにメモしていくイメージで作成していくことが大切。

学校における働き方改革

1 時間外労働の状況

(1) 月45時間以上80時間未満の教職員数

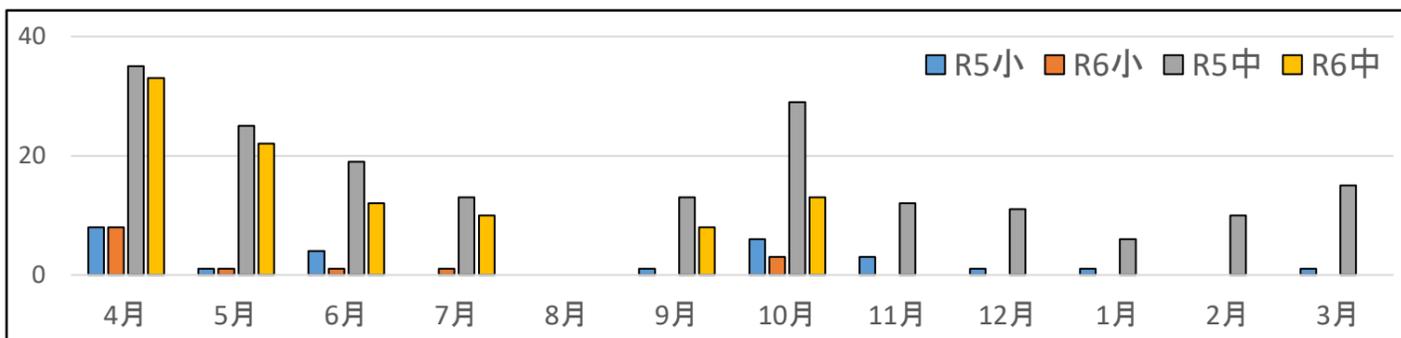
(単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5小	147	92	97	18	0	68	79	62	21	21	50	39
R6小	166	125	82	20	1	60	87					
R5中	112	106	89	80	8	96	82	72	68	72	73	76
R6中	107	111	95	70	3	65	76					

(2) 月80時間以上の教職員数

(単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5小	8	1	4	0	0	1	6	3	1	1	0	1
R6小	8	1	1	1	0	0	3					
R5中	35	25	19	13	0	13	29	12	11	6	10	15
R6中	33	22	12	10	0	8	13					

(3) R6 9・10月の取組状況

【●：課題】

〈小学校〉

- 教材研究 →校内研修や研究発表に向けた教材研究・準備に時間を要した。
- 学校行事 →運動会に向けた準備や学年会に時間を要した。

〈中学校〉

- 教材研究 →校内研修や研究発表を行い、教材研究・準備に時間を要した。
- 校務分掌（行事） →体育祭、文化祭の企画運営に時間を要した。



※ 勤務時間内に終われるよう他業務とのバランスをとること
 ※ 限られた時間の中で業務を完遂する意識の向上
 ※ 放課後の業務時間を十分に確保するための工夫

が求められる。

【○：成果が見られた取組例】

- 学校行事 →運動会の業務平準化、ダンス等種目の簡素化を図り、指導時間を短縮した。
→企画委員会を通じ、学年主任を中心に業務分担できるように指示をした。
- 会議・研修会の設定 →月・水に設定（16時以降の会議を設定しない）
会議・研修を1時間以内で終了する。
- 学校運営 →学期初めに短縮日課を設定した。
→掃除を週2回に減らした。
- その他 →配布物を精選し、必要なものだけを紙媒体で配布し、それ以外はPDF化して配信した。
（SSSの他業務活用）
→ポスター掲示や定時退行Weekの設定により、定時退校を確実に実施できるようにした。

2 R7年度に向けて（別紙）

学校における働き方改革について（令和7年度に向けて）

鈴鹿市教育委員会事務局
学校教育課

学校における働き方改革を一層推進するため、学校や地域等の実情を踏まえつつ、下記内容を参考に、必要な取組を推進できるよう、令和7年度の校内体制を整えてください。

取組1 業務の見直し、適正化、効率化

- (1) 教育課程の見直し
 - ①小学校（中）高学年教科担任制の実施
 - ②日課や学校行事等の見直し
 - ③委員会活動の統合
- (2) 業務の効率化
 - ①留守番電話の活用
 - ②定例家庭訪問の見直し
- (3) 県・市・学校の統一取組
 - ①定時退校日の設定
 - ②部活動休養日の設定
 - ③会議時間の短縮

令和5年度、市内小学校第4学年から中学校第3学年の年間授業時数（平均）は標準授業時数（1015時間）を上回っています。

（単位：時間）

小学校			中学校		
第4学年	第5学年	第6学年	第1学年	第2学年	第3学年
1062	1059	1049	1070	1077	1035
+47	+44	+34	+55	+62	+20

教育課程が標準授業時数を大幅に上回っている学校は、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画を立て、年間または特定の時期に5限授業の日を設定し、放課後の時間を確保する。

取組2 教育DXの推進

- (1) 児童生徒の1人1台端末の活用
 - ①学習活動における活用
 - ②家庭学習における活用
- (2) 会議・研修会の見直し
 - ①会議・研修会のオンライン化
 - ②専門家等とのオンラインによる打合せ
- (3) 市内共通連絡アプリの活用
 - ①保護者からの欠席連絡
 - ②家庭向け配布物のデジタル化
- (4) 教職員用端末の活用
 - ①授業方法や教材、資料の共有化
 - ②週案や学校日誌のデジタル化
 - ③連絡掲示板及び chat の活用
 - ④在宅勤務の活用

取組3 専門家や外部人材の活用

- (1) 専門家や外部人材の活用
 - ①支援員・介助員 ②看護師（医療的ケア） ③外国人指導助手
 - ④スクールライフサポーター ⑤スクールソーシャルワーカー
 - ⑥スクール・サポート・スタッフ ⑦スクールカウンセラー
 - ⑧学習指導員 ⑨部活動指導員 ⑩弁護士（学校問題解決支援事業）等
- (2) コミュニティ・スクールの充実
 - ①地域人材の発掘、学校支援ボランティアの活用
 - ②学校・教師が担う業務の適正化

地域の活動や行事等に係る教職員の役割や参加体制について、学校における働き方改革への共通理解とともに、「学校・教師が担う業務に係る3分類」（平成31年1月中央教育審議会答申）に基づき、保護者や地域関係者と見直しを進める。

取組4 時間を意識した働き方の徹底

- (1) 部活動の適切な運営
 - ①週2日以上 of 休養日の設定
（うち土日1日を含む）
 - ②活動時間上限の設定
（平日2時間、休日3時間）
- (2) 勤務時間管理の徹底
 - ①定時退校日の設定
（市内共通の定時退校日の設定）
 - ②勤務時間を意識した働き方の啓発
- (3) 計画的な休暇取得の推進
 - ①休暇取得の促進
 - ②学校閉校日の設定（12月頃決定）
- (4) 働き方改革に向けた意識の向上
 - ①PTA代表や地域関係者を対象にした講演会等の実施
 - ②取組指標の明確化
- (5) メンタルヘルス対策
 - ①ストレスチェックの実施
 - ②相談窓口の周知
 - ③復帰プログラムによる体制づくり
 - ④産業医の活用

所属職員が、心身ともに健康を維持し、意欲とやりがいをもって職務に取り組むことができるよう、メンタルヘルス相談や、産業医面談等を積極的に活用する。